

■特許出願等援助規則（会令第23号）

制 定（平成11年11月10日第1回臨時総会決議、同12年1月1日から施行）

改 正（平成12年12月7日第1回臨時総会決議、会令第32号により同13年1月6日から施行、同年2月2日公示）

（平成14年12月18日第1回臨時総会決議、即日施行、同15年1月31日公示）

（平成18年12月6日第1回臨時総会決議、即日施行、同年12月26日公示）

（平成23年12月9日第1回臨時総会決議、即日施行、同年12月22日公示）

（平成24年5月25日定期総会決議、即日施行、同年6月29日公示）

（平成24年12月6日第1回臨時総会決議、即日施行、同24年12月21日公示）

（平成26年3月19日第2回臨時総会決議、同年4月1日から施行、同年5月15日公示）

（平成27年1月21日第1回臨時総会決議、同年4月1日から施行、同年3月16日公示）

（令和3年5月28日定期総会決議、同年5月29日から施行、同年6月15日公示）

（趣 旨）

第1条 この規則は、日本弁理士会（以下「本会」という。）が優れた発明、考案又は意匠の創作（以下「発明等」という。）及び事業活動の擁護に資するため特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は当該事業活動に使用する商標の商標登録出願及びこれらに関連する手続（以下「特許出願等の手続」という。）を行おうとする者に対する援助措置について規定するものとする。（改正、平23・12・9 臨時、同24・5・25 定期、同26・3・19 臨時、令3・5・28 定期）

（援助の対象者）（見出し改正、令3・5・28 定期）

第2条 この規則による援助措置の対象となる者は、次の各号のいずれかに掲げる者であって、特許出願等の手続に必要な費用の支払に充てる資金を確保することが困難な者（以下「被援助者」という。）とする。

- （1）自ら有用性のある発明等をした個人
 - （2）有用性のある発明等を自ら実施しようとしている又は他人に実施させようとしている個人
 - （3）有用性のある発明等を自ら実施しようとしている又は他人に実施させようとしている法人
 - （4）有用性のある事業活動を自ら実施している又は実施しようとしている個人（本号追加、令3・5・28 定期）
 - （5）有用性のある事業活動を自ら実施している又は実施しようとしている法人（本号追加、令3・5・28 定期）
- （本条追加、平26・3・19 臨時）

（援助の内容）

第3条 援助の内容は、特許出願等の手続に要する費用（弁理士報酬及び特許印紙などの諸経費を含む。以下「手続費用」という。）の全部又は一部の負担とする。（改正、平24・12・6 臨時、旧第2条繰下、平26・3・19 臨時）

（援助の決定）

第4条 日本弁理士会会長（以下「会長」という。）は、援助の申請があったときは、知的財産支援センター（以下「支援センター」という。）に審査させ、その報告に基づいて、援助の可否を速やかに決定しなければならない。（改正、平12・12・7 臨時、同14・12・18 臨時、同23・12・9 臨時、旧第4条繰上、改正、平24・12・6 臨時、旧第3条繰下、平26・3・19 臨時）

（審査、受任会員の選任及び被援助者の義務）（見出し改正、平18・12・6 臨時）

第5条 支援センターは、前条の援助の申請を遅滞なく審査し、その結果を会長に報告しなければならない。（改正、平12・12・7 臨時、同14・12・18 臨時、同24・12・6 臨時、同27・1・21 臨時）

2 援助すべき特許出願等の手続を受任する会員（以下「受任会員」という。）は、被援助者が選任する。ただし、被援助者が選任した受任会員が内規に定める特別の事由に該当するときは、会長は、被援助者に対し受任会員の変更を求めることができる。（改正、平12・12・7 臨時、同14・12・18 臨時、同18・12・6 臨時、同26・3・19 臨時）

- 3 前項の選任に際して被援助者が受任会員の紹介を求めたときは、支援センターは、被援助者に受任会員の候補者を紹介することができる。(本項追加、平 27・1・21 臨時)
- 4 被援助者は、第 2 条の規定により援助を受けた特許出願等の手続について会長に報告しなければならない。(改正、平 18・12・6 臨時、同 26・3・19 臨時、旧第 3 項繰下、平 27・1・21 臨時)
(旧第 5 条繰上、平 24・12・6 臨時、旧第 4 条繰下、平 26・3・19 臨時)

(秘密保持義務)

第 6 条 会長、副会長、執行理事、支援センターのセンター長、副センター長、運営委員及び支援員、受任会員、並びに本会の職員は、援助について職務上知り得た個人的又は営業上の秘密を洩らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。(改正、平 12・12・7 臨時、同 14・12・18 臨時、同 18・12・6 臨時、旧第 6 条繰上、平 24・12・6 臨時、旧第 5 条繰下、平 26・3・19 臨時)

(内規への委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、手続費用の基準その他特許出願等の手続の援助に必要な事項は内規で定める。(改正、平 12・12・7 臨時、同 14・12・18 臨時、同 23・12・9 臨時、旧第 7 条繰上、平 24・12・6 臨時、同 26・3・19 臨時)
(旧第 6 条繰下、平 26・3・19 臨時)

附 則

この規則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この会令の一部改正は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この会令の一部改正は、平成 14 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この会令の一部改正は、平成 18 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成 23 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成 24 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則の一部改正は、平成 24 年 12 月 6 日から施行する。

第 2 条 この規則の一部改正の施行日において、改正前のこの規則の第 2 条第 2 号の規定に基づく立替金のうち返済されていないものについて、日本弁理士会会長は、相当の理由がある場合には放棄することができるものとする。

附 則

この規則の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、令和 3 年 5 月 29 日から施行する。

■特許出願等援助規則施行細則（内規第57号）

制 定（平成11年12月21日理事会決議、同12年1月1日から施行）

改 正（平成12年2月15日理事会決議、即日施行、同年1月1日から適用）

（平成12年12月7日第1回臨時総会決議、会令第32号により同13年1月6日から施行、同年2月2日公示）

（平成14年3月12日正副会長会決議、即日施行、同年4月1日公示）

（平成14年11月19日正副会長会決議、即日施行、同年11月29日公示）

（平成17年10月25日正副会長会決議、即日施行、同年11月30日公示）

（平成18年3月14日正副会長会決議、同年4月1日から施行、同年4月28日公示）

（平成18年10月17日執行役員会決議、同年12月6日から施行、同年12月26日公示）

（平成21年12月9日執行役員会決議、即日施行、同年12月24日公示）

（平成22年12月22日執行役員会決議、即日施行、同23年1月31日公示）

（平成23年11月2日執行役員会決議、同年12月9日から施行、同年12月22日公示）

（平成24年3月28日執行役員会決議、即日施行、同年4月27日公示）

（平成24年4月23日執行役員会決議、同年5月25日から施行、同年6月29日公示）

（平成24年10月3日執行役員会決議、同年12月6日から施行、同年12月21日公示）

（平成24年12月5日執行役員会決議、即日施行、同年12月21日公示）

（平成26年2月5日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年5月15日公示）

（平成26年8月20日執行役員会決議、即日施行、同年9月16日公示）

（平成26年12月10日執行役員会決議）

（平成27年3月4日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年3月16日公示）

（平成27年6月4日執行役員会決議、同年6月8日から施行、同年7月15日公示）

（平成29年2月22日執行役員会決議、同年4月1日から施行、同年3月15日公示）

（平成29年3月16日執行役員会決議、同年3月16日から施行、同年4月17日公示）

（平成29年12月27日執行役員会決議、同30年1月1日から施行、同30年3月15日公示）

（令和2年5月8日執行役員会決議、即日施行、同年6月15日公示）

（令和2年6月10日執行役員会決議、即日施行、同年7月15日公示）

（令和2年9月30日執行役員会決議、即日施行、同年11月16日公示）

（令和3年3月24日執行役員会決議、同年5月29日から施行、同年6月15日公示）

（令和6年9月18日執行役員会決議、即日施行、同年10月25日公示）

（目 的）

第1条 この規則は、「特許出願等援助規則（会令第23号）」（以下「援助規則」という。）第7条の規定に基づき、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願及びこれらに関連する手続（以下「特許出願等の手続」という。）の援助に必要な事項を定めることを目的とする。

（援助対象者の判定基準）

第2条 援助規則第2条第1号に規定する個人とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）発明、考案又は意匠の創作（以下「発明等」という。）をした個人及びその者と同一世帯の者の援助申請時の所得の合計額が別表1に定める基準以下の者
 - （2）特許出願等の手続に要する費用（弁理士報酬及び特許印紙代などの諸経費を含む。以下「手続費用」という。）を支払うと生活が脅かされるおそれのある生活困窮者
- 2 援助規則第2条第2号及び第4号に規定する個人とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- （1）本人及びその者と同一世帯の者の援助申請時の所得の合計額が別表1に定める基準以下の者であって、手続費用を支払うことが困難な者
 - （2）大学等の教育機関で教育活動又は研究活動に従事し、その活動に基づいて発明等をした者であって、手続費

用の支払いに充てる資金を確保することが困難な者

- (3) 独創的な技術による新商品の開発等、新たな事業分野を創造することを志向する者であって、手続費用の支払いに充てる資金を確保することが困難な者
- 3 援助規則第2条第3号及び第5号に規定する法人とは、次の各号のいずれかに該当する法人をいう。
- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であって、設立から7年以内であって、かつ、直近の年間純利益が500万円を超えない法人又は設立から7年を超え、かつ、直近の年間純利益がゼロ円以下である法人
- (2) 「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転に関する法律」に基づいて設立された法人であって、手続費用の支払いに充てる資金を確保することが困難な法人
- (3) 私立大学等の学校法人であって、手続費用の支払いに充てる資金を確保することが困難な法人
- (4) 独創的な技術による新商品の開発等、新たな事業分野を創造することを志向する法人であって、手続費用の支払いに充てる資金を確保することが困難な法人
- 4 第1項各号若しくは第2項各号に該当する個人又は第3項各号に該当する法人であっても、公的若しくは私的な助成制度による手続費用の援助を既に受けている場合又は手続費用に充当し得る可処分資産を有している場合は、この規則による援助対象から除外することができる。
- 5 第1項各号若しくは第2項各号に該当する個人又は第3項各号に該当する法人であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、この規則による援助対象から除外することができる。
- (1) 反社会的勢力又はこれらに準ずる者
- (2) 申請時に禁固以上の刑に服している者
- (3) 偽計、威力又は脅迫的言動等を用いて日本弁理士会（以下「本会」という。）の業務を妨害する者
- (4) 誹謗又は中傷により本会の信用を毀損する者
- (5) 第3号又は第4号に該当するおそれがあると執行役員会が認めた者

（有用性のある発明等の認定基準）

第3条 援助規則第2条第1号から第3号までに規定する「有用性のある発明等」とは、新規事業の創出等、何らかの形で社会に貢献する可能性が高く、かつ特許等になる蓋然性がある発明等をいう。

（有用性のある事業活動の認定基準）

第3条の2 援助規則第2条第4号又は第5号に規定する「有用性のある事業活動」とは、当該事業活動を既に実施している又は当該事業活動についての実施計画が既に具体的に定まっている事業であって、かつ、何らかの形で社会に貢献する可能性が高い事業をいう。

（申請に係る商標の認定基準）

第3条の3 援助規則第1条に規定する事業活動に使用する商標は、明らかに商標登録を受けることができない商標を除くものとする。

（援助の内容）

第4条 援助規則第3条に規定する手続費用の全部又は一部の負担は、援助規則第2条各号に該当する個人又は法人に対して行うことができる。この負担に当たっては、援助規則第2条第1号から第3号までに規定する有用性のある発明等は、第3条の発明等のうち大きな効果が期待される発明等とする。

（実施の認定基準）

第5条 援助規則第2条第2号から第5号までに規定する「実施」には、その内容に具体性がなければならない。

（手続費用の内容）

第6条 援助規則第3条に規定する「手続費用」は出願時に要する特許印紙代、弁理士報酬、及び実費（旅費、印書代、図面代等）を含むものとする。

2 旅費は執行役員会の承認を得た場合以外はこれを支給しない。

- 3 特許印紙代について国により軽減措置が講じられている個人、法人に対しては、それに従うものとする。

第7条 削除

(援助の申請)

第8条 援助の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、様式1により作成した特許出願等援助申請書（以下「申請書」という。）を本会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 申請者は、様式1に掲げる事項を、本会が定めるオンライン申請用のフォームに入力することにより、申請書を提出することもできる。

(審査)

第9条 知的財産支援センター（以下「支援センター」という。）の出願等援助部は、前条により提出された申請書に基づき、第2条から第5条までに規定する基準に該当するか否かの審査を行う。

- 2 前項の審査は書類審査とし、必要に応じて面接審査をすることができる。
- 3 出願等援助部は、提出された申請書のみでは判断が困難である場合は、審査に要する書類の更なる提出を求めることができる。

(報告)

第10条 出願等援助部は、第8条の申請書の審査をしたときは、遅滞なく支援センターのセンター長（以下「センター長」という。）に報告しなければならない。

- 2 センター長は、出願等援助部からの報告に基づき、審査結果を執行役員会に報告しなければならない。

(援助等の決定)

第11条 執行役員会は、センター長からの前条第2項の報告に基づいて、援助の可否、援助金額等の決定をしなければならない。

- 2 前項の決定をしたときは、執行役員会はその内容を申請者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定による決定については、不服の申立をすることができない。

(受任会員の選任)

第12条 前条第1項の決定により援助を受けることが可能になった申請者は、会長に対し、選任した受任会員について報告しなければならない。受任会員を変更した場合も、同様とする。

(受任会員の変更)

第12条の2 援助規則第5条第2項の「特別の事由」は、次に掲げるものとし、会長は、前条の報告に係る受任会員が次の各号のいずれかに該当するときは、被援助者に対し受任会員の変更を求めることができる。

- (1) 受任会員が日本弁理士会会則（会則第17号。以下「会則」という。）第49条第2項第2号又は会則第54条の2第2項第2号の処分を受けているとき。
- (2) 受任会員が会則第49条第2項第3号又は会則第54条の2第2項第3号の規定に基づく経済産業大臣に対する懲戒の請求を受け、その手続が終了していないとき。
- (3) 受任会員が第11条第1項の決定をした日が含まれる月の前月までの会費を滞納し、未納分の支払いを完了していないとき。

(受任会員の紹介)

第12条の3 援助規則第5条第3項において被援助者に紹介する受任会員の候補者は、次のいずれかの会員とする。

- (1) 「研修受講料分割納付規則（会令第95号）」第2条第1項の弁理士業務に関する実務技能の習得を目的とした演習指導型研修会（略称「弁理士育成塾」、以下「弁理士育成塾」という。）の講師である会員、過去3年

間に弁理士育成塾の講師であった会員又は弁理士育成塾の講師に就任予定の会員

(2) 弁理士育成塾の修了から2年未満の修了会員（以下「修了会員」という。）

(3) 修了会員の明細書作成の指導及び監督を行う会員であって会長により選任された者

2 支援センターは、被援助者に前項第2号の修了会員を紹介するときには、前項第1号又は前項第3号の会員（以下「サポート弁理士」という。）を共同の候補者として紹介しなければならない。

3 第1項に該当する会員であって、被受任者への紹介を希望する者は、支援センターの紹介希望者のリストに登録を行わなければならない。

4 被援助者は、修了会員及びサポート弁理士を共同で受任会員に選任する場合には、出願時にサポート弁理士を筆頭代理人としなければならない。

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

（援助の取消し）

第16条 本会は、以下のいずれかに該当するときは、援助を行うことを取り消すことができる。

(1) 申請書の提出前に出願したことが判明したとき。

(2) 被援助者が、正当な理由なく連絡を断ったとき。

(3) 第11条第1項の決定から1年を経過しても、出願手続きが終わらないとき。

(4) 援助を継続することが困難となったとき。

(5) 申請書に記載されたものとは異なる発明等又は商標の出願手続きが行われたとき。

(6) 第12条の2第1項により会長が受任会員の変更を求めたにもかかわらず、受任会員の変更がなされないとき。

(7) 前6号に掲げるもののほか、会長が援助を行うことが適当でないと判断したとき。

[例] 犯罪や事件・事故を起こした、虚偽・不正の申請が判明した（大企業の子会社だった等）、会の信用を毀損、等

（被援助者の義務）

第17条 被援助者は、会長に次の事項を報告しなければならない。

(1) 援助を受けた出願等の手続きが行われた日

(2) 出願番号

(3) 出願の経緯

(4) 手続き費用を受任会員に支払ったことを示す書類

(5) 出願に対する最終処分

2 被援助者は、会長から求められたときはその都度、出願の状況、実施の状況等の報告をしなければならない。

（援助金の支払）

第18条 執行役員会は、被援助者から前条第1項第1号から第4号までに規定する報告を受けた後、第11条第1項で決定した援助金額を被援助者に支払う。

（申請及び援助の回数制限）

第19条 同一人からの申請は、本会の同一会計年度内では2回、援助の実行は1回を限度とする。

2 本会の同一会計年度での援助は、予算の範囲内で実行するものとする。

附 則

この細則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成12年2月15日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則

この規則の一部改正は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成14年3月12日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成14年11月19日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成17年10月25日から施行する。(様式の改正)

附 則

この規則の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規の一部改正は、平成18年12月6日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成21年12月9日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成22年12月22日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成23年12月9日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成24年3月28日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成24年5月25日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成24年12月6日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成24年12月5日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、会則の認可を受けた日(平27・6・8)から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成29年3月16日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、令和2年5月8日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則の一部改正は、令和2年9月30日から施行する。

(改正の失効)

第2条 この規則の一部改正は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その際に係属中の援助の手続については、以後もその効力を有するものとする。

附 則

この規則の一部改正は、令和3年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則の一部改正は、令和6年9月18日から施行する。

(令和2年9月30日施行の一部改正の効力)

第2条 令和2年9月30日に改正された第17条第1項第4号、同第5号及び第18条の規定については、令和2年9月30日施行の一部改正の附則第2条の規定にかかわらず、令和5年4月1日以後も効力を有するものとする。

[別表1] 特許出願等援助規則施行細則

単 身 者	所得	2, 500, 000円
2人世帯	所得	3, 000, 000円
3人世帯	所得	3, 300, 000円
4人世帯	所得	3, 600, 000円
以下、世帯人数が1名増加する毎に基準額に300, 000円を加算する。		

特許出願等援助申請書

年 月 日

日本弁理士会会長殿

1. 申請者の氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名を併記）、住所又は居所、電話番号及びメールアドレス
2. 申請者の住所と異なる場合の連絡先
3. 申請者の職業又は業務内容
4. 発明者、考案者又は意匠の創作者の住所及び氏名
5. 援助を受けようとする出願種類
(特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願)
6. 援助を受ける理由
7. 公的又は私的な助成制度による資金の援助の有無
8. 希望する特許出願等の代理人の住所及び氏名
9. 発明又は考案が属する技術分野（※特許・実用新案登録出願のみ・該当する分野に☑）
機械 電気 化学・材料 バイオテクノロジー 食品 建築・建設 環境・エネルギー
コンピュータ・ソフトウェア 生活用品・雑貨・宝飾 その他（ ）
10. 添付書類の目録
(申請する法域によって、提出書類が異なるのでご注意ください。)

【共通】

- (1) 資力を証明する書面
- (2) 登記事項証明書又は登記簿謄本（個人の場合は世帯全部の住民票）
- (3) 「発明」、「考案」、「意匠」又は「商標登録出願の援助を受けて実施する事業活動（以下、商標援助対象事業という。）」の実施計画書

【特許、実用新案】

- (4) 「発明」又は「考案」の詳細な説明書

【特許、実用新案】

- (5) 「発明」又は「考案」の簡単な説明書

【意匠】

- (6) 援助を希望する「意匠」が記載された書面

【商標】

- (7) 商標援助対象事業の説明、並びに商標登録を受けようとする商標、及び当該商標を使用する商品又は役務等が記載された書面

※1：申請にあたり、以下の内容をご確認の上、チェックを入れてください。

1. 本制度は、新規事業の創出等、何らかの形で社会に貢献する可能性が高く、大きな効果が期待される「発明」、「考案」、「意匠」又は「事業活動に使用する商標」であつて、まだ出願されていないものの出願を援助対象とします。
2. 本申請が不採用になった場合、日本弁理士会はその理由の開示はいたしません。
3. 本事業は日本弁理士会の予算のみにより運営しており、国等の公的機関からの補助金は一切受け取っていません。

以上3点について理解しました。

※2：申請にあたり、以下の点をご確認の上、チェックを入れてください。

本申請者は、反社会的勢力ではありません。

(以下については、法人の場合のみお答えください。)

当社は、他の法人に支配されていない法人です。(申請者以外の単独の法人が、株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していない法人であり、かつ、申請者以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していない法人です。)

上記事項について宣言いたします。

[備考]

1. 「4. 発明者、考案者、意匠の創作者の住所及び氏名」は、特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願の場合のみを記載する。
2. 「8. 希望する特許出願等の代理人の住所及び氏名」の欄は、援助を申請する特許出願等の手続を代理することが決まっている弁理士がいる場合にのみ記載する。
3. 「10. 添付書類の目録」の欄において、(1)の資力を証明する書面は、生活保護受給証明書、生活状況調査書、給与証明書又は源泉徴収票、課税・納税証明書、非課税証明書、法人税確定申告書、その他これらに代わる書面のいずれかとする。なお、同一世帯の者の資力を証明する書面も必要である。
4. 「10. 添付資料の目録」の欄に関して、同一年度内に複数回申請する場合に、先に提出した証明書の内容に変更がないときは、その旨を記載することで、「(1) 資力を証明する書面」、「(2) 登記事項証明書又は登記簿謄本（個人の場合は世帯全部の住民票）」の提出を省略することができる。
5. 「10. 添付資料の目録」の欄に関して、(3)の実施計画書のうち「発明」、「考案」又は「意匠」（以下、発明等という。）については、「発明等の開発、試作、評価試験、製造（量産）及び販売等についての具体的な日程」、「発明等の具体的な販売方法」、並びに「発明等の開発、試作、評価試験及び製造の資金調達計画」等を少なくとも記載する。
6. 「10. 添付資料の目録」の欄に関して、(3)の実施計画書のうち「商標登録出願の援助を受けて実施する事業活動」については、「商標援助対象事業の具体的な活動内容及び日程」等を少なくとも記載する。なお、その商標援助対象事業が既に活動中である場合は、上記内容に加えて「活動実績」も記載する。
7. 「10. 添付資料の目録」の欄に関して、(4)～(7)の書面については、本会が別途定める記載例に従って作成する。
8. 提供される個人情報、申請の審査のためにのみ利用するものとする。